

# 「産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)」

## 「出向マッチング支援」

## のご案内

「在籍型出向」では、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合に、**出向元事業主に対して助成**します。積極的にご活用ください。

### 助成対象となる「出向」とは？

- ・労働者のスキルアップを目的とすること
- ・出向した労働者は、出向期間終了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること
- ・労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること



### 助成の内容

【対象】出向元事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）

	中小企業	中業企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） イ 出向労働者の出向中の賃金 <sup>※1</sup> のうち出向元が負担する額 ロ 出向労働者の出向前の賃金の1 / 2の額	
上限額	8,355円 <sup>※2</sup> / 1人1日あたり (1事業所1年度あたり1,000万円まで)	

※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

※2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和4年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

### 詳細・その他

助成金の詳細につきましては、「**産業雇用安定助成金ガイドブック（スキルアップ支援コース）**」をご覧ください。厚生労働省ホームページの在籍型出向支援に関する専用ページから確認やダウンロードが可能です。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html)



産業雇用安定助成金  
スキルアップ支援コース

## 出向マッチング支援 — 出向先や出向元企業をどう探す？ —

（公財）産業雇用安定センターでは、出向先と出向元の**双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行っています。** 出向契約の準備等の相談も可能です。是非ご相談ください。

公益財団法人 産業雇用安定センター 石川事務所 電話:076-261-6047 <http://www.sangyokoyo.or.jp/>



産業雇用安定センター

### お問い合わせ

出向マッチング支援について  
産業雇用安定助成金について

**076-261-6047**

**0120-603-999**

又は、 石川労働局 職業対策課・ハローワークまで

公益財団法人産業雇用安定センター

コールセンター(受付時間 9:00-21:00 土日・祝日含む)